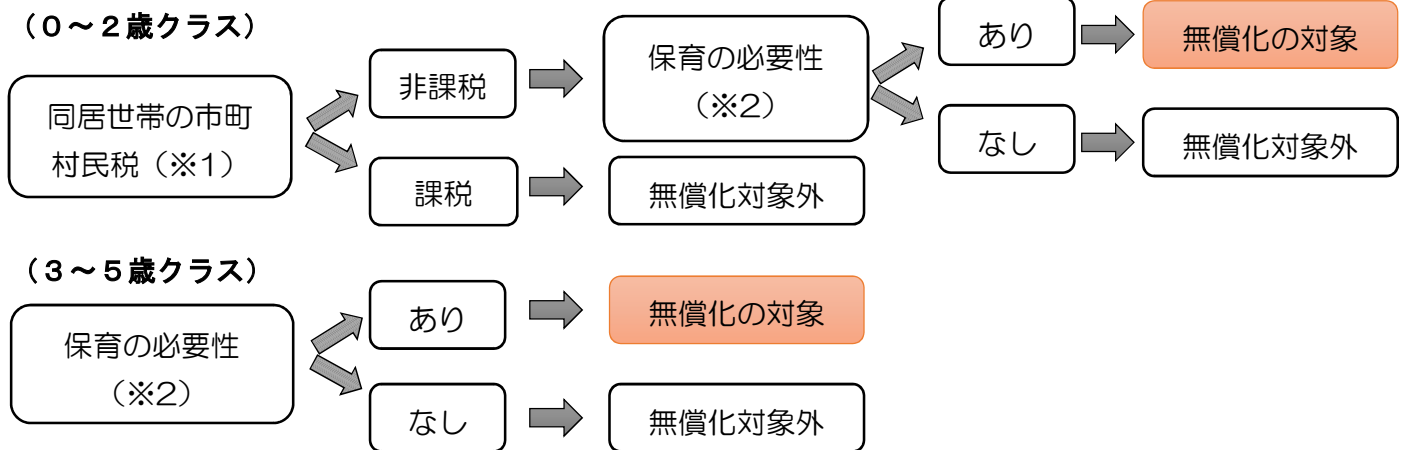


幼児教育・保育無償化に関する手続きについて

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行により、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されました。

無償化の対象となるためには、予め「保育の必要性の認定」を受けるなどの事務手続きが必要となりますので、下記を参考に円滑な事務手続きにご協力いただきますようお願いいたします。

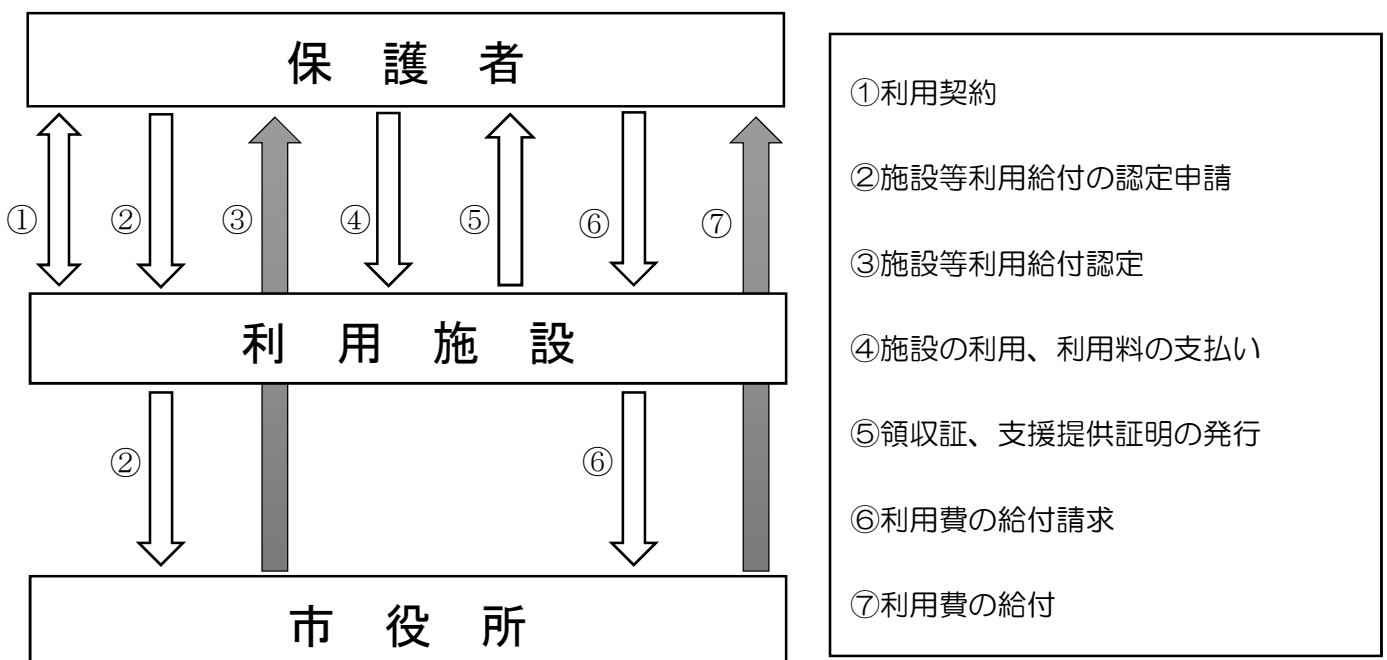
○無償化対象判断フロー



※1 9月以降に認定を受ける場合は現年度の課税、8月以前に認定を受ける場合には前年度の課税を確認してください。

※2 2ページにある保育必要事由の有無により判断します。

○各手続きフロー



※認定内容の変更申請書は、岡崎市役所保育課へ提出（郵送可）してください。主な申請内容変更の手続きについては6ページをご確認ください。

施設等利用給付認定について

<対象者>

子どもが次のいずれかに該当し、保護者（～64 歳）のいずれの方も、下表の理由で家庭での保育ができない場合、施設等利用給付認定を受けることができます。

■認定希望日時点で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日にある（新2号認定）

■認定希望日時点で、満3歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にあり、市町村民税非課税世帯である（新3号認定）

※保護者（父母）の市町村民税が非課税であっても、同居されている祖父母が課税されていると、市町村民税非課税世帯とならない場合があります。詳しくは市役所保育課までお問合せください。

※新3号認定から新2号認定へ変更するための手続きはありません。

保育必要事由	具体的な保護者の保育必要事由	認 定 期 間
就 労	自宅外で仕事をしている場合又は自宅内で子どもと離れて日常の家事以外の仕事をしている場合 【基準】毎月60時間以上	認定希望開始月の初日から子どもの小学校就学前日まで
産前産後	母親が出産前後である場合	出産予定日の8週間前の属する月初日以降から出産日の8週間後の属する月末日以前まで
保護者の 疾病・障がい	保護者が病気、けが又は心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	認定希望開始月の初日から医師等の作成した診断書に記載されている期間（最長1年、初回申請した年度以外は毎年11月更新）
同居親族等の 介護・看護	疾病又は心身に障がいを有する同居親族等があり、保護者が常時（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）介護又は看護にあたっている場合 ※病院への送迎等は該当しません。	
就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としていること、又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている場合（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）	認定希望開始月の初日から在学証明書等に記載されている期間（最長1年、初年度以外は毎年5月更新）
保護者の育児休業	育児休業取得時に3歳児以上の子どもで、施設を利用しており継続して保育が必要な場合、又は小学校就学までに育児休業復帰をし保育が必要となる場合 ※0歳児から2歳児までは対象となりません。	勤務先から交付された育児休業の通知に記載されている終了期間の前月末日（育児休業終了日が末日の場合は当月末日）まで
災害復旧	災害（火災、風水害、震災等）の復旧にあたっている場合	認定希望開始月の初日から左の状態が継続すると見込まれる期間

※就労予定の場合（求職活動）も申込可能ですが、認定後3か月以内（産前産後・就学・育児休業認定後は1か月以内）に就労を開始し、就労証明書を提出されない場合は、以後の継続認定は認められません。また、求職活動を事由として同年度内に認定を受けられるのは、3か月が上限となります。

※既に保育園・認定こども園に在籍しており、保育給付認定を受けている方は対象外です。

※年に一度、継続して保育の必要性があるか現況の確認をするため、各種証明の提出をお願いしています。（次年度以降の毎年10月頃実施）

<利用施設について>

認可外保育施設等の施設を併用する場合、組合せによって無償化の対象とならない場合があります。複数施設を利用予定の方はご注意ください。

認可外保育施設＋**認可保育所・認定こども園**

➡認可保育所・認定こども園を利用されている方は、認可外保育施設の利用料については無償化の対象となりません。(利用する場合の利用料は自己負担となります。)

認可外保育施設＋**企業主導型保育施設**

➡企業主導型保育施設を利用されている方は、認可外保育施設の利用料については無償化の対象となりません。(利用する場合の利用料は自己負担となります。)

認可外保育施設＋**私立幼稚園**

➡一部の私立幼稚園を利用されている方は、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となる場合があります。詳細は保育課へお問合せください。※

認可外保育施設＋**別の認可外保育施設等**

➡認可外保育施設の利用料が無償化の対象となります。認可外保育施設の他に一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料も無償化の対象となります。詳細は保育課へお問合せください。※

※施設等利用給付(無償化)の支給上限額は、複数の施設を利用した場合も変更はありません。年齢ごとの支給上限額については、4 ページの「利用費給付の流れについて」をご確認ください。

<認定申請手続き>

申請期限までに以下の書類(1),(2)をご準備いただき、岡崎市役所保育課へ提出してください。

<申請期限>

認定開始希望月の前月 25 日まで

(1)子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書

(2)各種証明書等

以下のとおり各種証明書と添付書類を合わせて提出してください。

■就労→就労証明(申告)書又は、内職・農業証明書

■育児休業→育児休業の通知の写し(育児休業等状況書)

■就労、求職活動以外→就労外申立書＋4 ページの「証明提出書類一覧」の添付書類

■求職活動→就労予定申立書

※各種証明書等は、同居の保護者(父及び母)分の提出が必要となります。父母の保育必要期間を比べて期間の短い方の事由による認定となります。

※ひとり親家庭の場合、父母問わず、認定基準に応じた証明が必要となります。

※不明な点等があった場合は、職場へ訪問、確認させていただくことがあります。

＜証明提出書類一覧＞

保育を必要とする事由		証 明 書 類
就 労	外 勤	就労証明(申告)書
	個人営業	就労証明(申告)書＋確定申告書の写し又は開業届の写し
	内職	内職・農業申告書＋直近３か月分の給与明細の写し
	農業	内職・農業申告書
産前産後		就労外申立書＋母子健康手帳（表紙及び予定日が記載されているページ）の写し
保護者の疾病・障がい		就労外申立書＋医師等の作成した診断書等 (内容によっては認定がされない場合があります。)
同居親族等の介護・看護		
就 学		就労外申立書＋在学証明書＋カリキュラム等
保護者の育児休業		育児休業の通知の写し(育児休業等状況書)
災害復旧		就労外申立書＋罹災（りさい）証明書
求職活動		就労予定申立書・証明書

※各証明書は、証明日が認定開始希望日の2か月前以降のものが有効です。

※保護者の疾病・障がい又は同居親族等の介護・看護で、診断書に具体的な期間の記載がない場合、毎年実施する現況調査まで（10月31日まで）を認定期間といたします。現況調査の際は、診断書と申請書と就労外申立書を合わせて提出してください。

※月の途中から認定を変更することはできません（求職活動中の方で就労が決まった場合など）。

認定内容は変更申請された翌月以降からの変更となります。

※就労先を変更した場合、新しい就労先の就労証明(申告)書を提出してください。

※認定期間が就学まで以外の場合、認定期間終了日に注意してください。認定期間が終了した場合、それ以降の利用費の給付を受けることができません。

※保育の必要理由の変更・喪失、他の申請内容の変更の際は、申請書を提出してください。

利用費給付の流れについて

＜支給額＞

- (1) 月額利用料のうち上限 3.7 万円（3～5歳児クラスに在籍の児童）
- (2) 月額利用料のうち上限 4.2 万円（0～2歳児クラスに在籍の非課税世帯の児童）

※通園送迎費、食材費、行事費などは無償化の対象とはなりません。

※幼稚園・認定こども園（教育時間）と同時利用する場合、給付費の上限額は 1.13 万円（0～2歳児クラスは 1.63 万円）となります。

＜給付請求＞

年4回の提出期限までに「施設等利用費請求書」に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書」を添付して、岡崎市役所保育課へ提出してください。

<提出期限>

提出期限①・・・2月10日まで 提出期限②・・・5月10日まで

提出期限③・・・8月10日まで 提出期限④・・・11月10日まで

※提出期限が市役所閉庁日(土・日・祝)の場合、直前の市役所開庁日が提出期限となります。

※提出期限から2か月以内を目途に指定された金融機関の口座へ対象期間の給付費を入金いたします。

※1か月ごとの利用費の領収書兼支援提供証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

※請求書の請求金額を訂正することはできません。

※上限額の範囲において、他の施設でのサービスも併用可能です。請求の際は、1枚の請求書に利用しているすべての施設の領収書兼支援提供証明書を添付してください。

但し、企業主導型保育事業や幼稚園で預かり保育(一定の条件を満たす)を利用している場合、申請できません。

世帯課税状況について(0～2歳児クラスのみ対象)

認定申請時に保護者及び同居する祖父母の書類を以下のとおり提出してください。

(1) 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)の1月1日以前から岡崎市に住民登録がある方

→書類の提出は不要です。

(2) 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)の1月2日以降に岡崎市に転入された方

ア 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)1月1日現在の住所が国内在住の方

当年度の市民税の所得割額が分かる書類を提出

例1) 市町村民税課税証明書(※控除内容の記載があるもの)

例2) 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

イ 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)1月1日現在の住所が国外の方

自己申述書(様式は市役所保育課でお渡しいたします。)

※毎年9月に課税状況の対象年度を更新いたします。その結果、市町村民税非課税世帯でなくなる場合、施設等利用給付認定(新3号認定)は取消しとなります。

申請内容変更の手続き

次の事項に該当する場合等は、速やかに届出をしてください。（施設利用費の給付に係ることについては書類を提出された翌月からの変更となります。届出のない場合、施設利用費を遡って給付することはできません。ただし、無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていなかった場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合があります。）

市内で転居した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（住所変更）
市外へ転出した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（その他） 利用料の給付を引き続き希望する場合、転出先の市町村で新たに保育必要認定を受ける必要があります。
家庭状況に変更があった場合 （出産・死亡・結婚・離婚等）	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（世帯員等）
修正申告等により市町村民税額が 変更した場合（0～2歳児クラス 対象）	非課税世帯でなくなり、無償化の対象から外れる場合、「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（その他・認定喪失）
認定期間中に保育を必要とする理由が 変更となった場合(求職活動から就労へ 変更等)	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」と各種証明書等(3・4ページ)を提出 （保育を必要な理由）
認定期間中に退職などの理由で保育の 必要性を喪失した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（その他・認定喪失）
認定期間中に施設を退所又は他施設を 利用開始した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（利用施設・その他）
認可保育所や企業主導型保育所を利用し、 新たに保育を必要とする認定を受ける場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」を提出（その他・認定喪失）
認定期間を満了したが、引続き保育を 必要とする理由を有する場合(妊娠・ 出産認定から育児休業認定へ変更、 育児休業認定の延長等)	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」と各種証明書等(3・4ページ)を提出 （保育を必要な理由） ※卒園の場合は手続き不要です。

お問合せ 岡崎市役所こども部保育課 TEL.0564-23-6144